

令和7年11月6日

陳情第62号

国に対し、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出を求める陳情

国に対し、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けています。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど様々な場面で不利益を被っている現実があります。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権に関わる問題であり、憲法や女性差別撤廃条約・自由権規約に反するものであるから、速やかに是正すべきです。

旧姓の通称使用を拡大しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等での困難は避けられず、これまで名乗ってきた姓を婚姻後も名乗り続けたいとの希望が叶えられることはできません。

この問題を根本的に解決するためには、選択的夫婦別姓制度を導入するほかはありません。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が別姓を名乗ったまま婚姻できる制度を認めるものであり、同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではありません。それは同時に、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものもあります。

よって、国に対し、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、今こそ選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請すべきと考えます。

以上の観点から、次の陳情の項目が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出いただきますよう陳情いたします。

【陳情項目】

次の通り、選択的夫婦別姓制度の導入を求めるよう、国の関係機関に対し意見書を提出してください。

- 1 夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が別姓を名乗ったまま婚姻できる制度（選択的夫婦別姓制度）を導入すること。
- 2 夫婦別姓制度の導入のために、民法第750条を改正すること。

令和7年11月6日

小田原市議会議長

井上 昌彦 様

提出者

神奈川県横浜市

神奈川県弁護士会

会長 畑中 隆爾 印

神奈川県小田原市

神奈川県弁護士会 県西支部長

弁護士 白川 秀信